

村民の皆様へ

令和 7 年 6 月 1 7 日
北山村住民福祉課

介護保険料の賦課・徴収誤りについて

このたび、本村において令和 6 年度介護保険料の算定に誤りがあり、一部の被保険者に対し本来より高額な保険料を賦課・徴収していたことが判明しました。下記のとおり、概要・対応・再発防止策についてご報告するとともに、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

(1) 第 9 期介護保険事業計画及び北山村介護保険条例の内容誤り

第 9 期介護保険事業計画（計画期間：令和 6 年度から 8 年度）において、介護保険法施行令の改正により第 1 段階から第 3 段階の保険料率を改正すべきところ、誤って従前の保険料率で算定し計画を作成していました。

また、令和 6 年 3 月定例会において、誤った計画に基づき介護保険条例の一部改正を提案し、条例案が可決されました。

(2) 介護保険料の賦課・徴収誤り

上記の結果、第 1 段階から第 3 段階の被保険者に対し、本来賦課すべき保険料より高い保険料を賦課・徴収していました。

○介護保険料の比較

※標準保険料（第 5 段階） 年額 68,400 円

段階	【誤】 保険料率	【正】 保険料率	【誤】 年間保険料額 ※10 円未満切捨後	【正】 年間保険料額 ※10 円未満切捨後	差額
第 1 段階	0.3	0.285	20,520 円	19,490 円	1,030 円
第 2 段階	0.5	0.485	34,200 円	33,170 円	1,030 円
第 3 段階	0.7	0.685	47,880 円	46,850 円	1,030 円

上記の誤りは、令和 7 年度の低所得者保険料軽減負担金の計算作業中に判明したものです。

2 今後の対応

令和7年6月定例会にて介護保険条例の改正を提案し、令和6年度分の保険料について、過誤納分を対象者に返還いたします。令和7年度の保険料は改正後の介護保険条例に基づき本算定を行います。

3 再発防止策

今後、このような誤りを発生させないよう、法令や通知の改正内容について、複数職員で確認する体制を徹底し、チェック体制を強化してまいります。